

香南市教育委員会障害者活躍推進計画

機 関 名	香南市教育委員会
任 命 権 者	香南市教育委員会
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
香南市教育委員会における障害者雇用に関する課題	教育委員会の職員は、出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。（出向職員等で構成する教育委員会においては平成 27 年度以降、法定雇用率を上回っている状況である。） 障害者である職員においては、障害を持ちながらもその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置を講じるとともに、安心して仕事ができる組織体制の強化に努める必要がある。
目 標	
①採用に関する目標	（目標）各年 6 月 1 日時点において法定雇用率を上回る （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	（目標）離職者を生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報により定着状況の把握・進捗管理
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員等の相談窓口として、障害者職業生活相談員を選任するとともに、高知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等関係機関に相談するとともに他機関の事例を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。